

農業委員会だより

◆農業や農業委員会に関することは地域の農業委員または農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局へお気軽にご相談ください。
問い合わせ 北上市農業委員会事務局(本庁舎3階) ☎72-8246、72-8247

元気いっぱい産直体験

9月10日、小学生を対象とした職業体験イベント「鬼っジョブ」北上おしごとパーク「2023」がさくらホールで開催されました。農業委員会は産直販売の体験ブースを出店し、21人の子どもたちが体験しました。準備から携わってきた女性農業委員は、子どもたちが農業に興味を持てるように願いを込めて、農産物の魅力やその価値を伝えました。

ブースに来た子どもたちは、農業委員から包装や販売の方法について説明を受けます。販売が始まると、大勢のお客さんを前に、恥ずかしがりながらも元気に接客をしていました。用意した野菜は無事完売しました。



おいしそうに見えるよう包装を工夫

子どもたちからは、「包装の手順を教えてもらって楽しかった」「大きな声を出すのが恥ずかしかったけど、皆さんに喜んでもらえてうれしかった」「完売してうれしかった。また産直の体験をしたい」などの感想が寄せられました。

農業委員会は、このイベントを通じて、未来の農業の担い手育成と地域の活性化につながることを期待しています。今後もこのような体験イベントを企画し、農業や農産物の魅力を伝えていきたいと思っています。

(農業委員 菊池 貴美子)

先進地視察研修

7月10日から11日にかけて、農業委員ら17人が長野県を訪問しました。

一日目は上田市農業委員会(伊藤利孝会長)から、農地の有効利用や委員会の情報発信について説明を受けました。同市は標高800以上の丘陵地で、果物や高原野菜の生産が53%を占めています。昼夜と夏の寒暖差が大きい気候風土を生かした農業を大切にしていると感じました。



上田市農業委員との意見交換会

同農業委員会は、関係者に限らず、市民の協力を得て委員会活動に取り組んでいます。10年後の農地利用の姿を農地一筆ごとに明確にする目標地図の素案作りでは、「農地相談会」を16回開催し、農地所有者が抱える課題や実態についてなど、地域住民の意向の把握に努めていました。

また、同農業委員会は、有志委員が遊休農地を再生し、親子で土づくりから収穫までを学ぶ「子ども野菜づくり体験会」を開催しています。新聞などで紹介されて大きな反響を呼び、委員のモチベーション向上につながったそうです。農業体験で地域を巻き込みながら楽しく活動している様子は「人と自然・土との遊び」をほうふつとさせ、とても印象に残りました。

二日目は、松本市の農産物加工場や

「令和6年度北上市農林業施策に関する意見書」を市に提出

10月3日に提出した意見書の内容は次のとおりです。

- ①農業経営の持続化に向けた対策
補助金の条件緩和、農業団体への支援拡充、スマート農業の推進
- ②担い手の育成・確保
地域コミュニティの活性化
- ③農業生産基盤の整備
農業振興地域整備計画定期見直しの早期着手、国土調査の再開
- ④鳥獣被害対策
実態調査の実施、駆除対策の強化



市長に意見書を提出する佐藤会長ら役員

道の駅で、長野県ならではの農産物や加工品を見学してきました。

(農業委員 齋藤 和香子)



鍋の季節、 肉厚のシイタケは いかがでしょうか？

菊池 冠二さん
(50歳・上江釣子)



今回ご紹介するきたかみ農家さんは、市内では珍しい、シイタケ専業農家の菊池冠二さんです。

大学を卒業後、海外で生活していた菊池さんは、26歳の時に帰国し、実家のシイタケ菌床栽培を引き継ぎました。農業経験がほとんどなかったため、父である佑耕さんの姿を見て栽培方法を覚え、他のシイタケ農家からサポートを受けながら経営に取り組みました。また、32歳の時から2年間会社勤めも経験し、その時に培った仕事意識を経営の効率化に役立てているそうです。

現在、菊池さんはハウス5棟で約3万7千個の菌床を管理しています。菌床の仕込みに5カ月、収穫作業に5カ月、古くなった菌床の交換作業に2カ月というサイクルで、年間約3・3トンを収穫。一部はお手製の乾燥機で乾燥シイタケに加工しています。生産が安定しているときされる菌床栽培ですが、最近は大変な年が多く、「湿度や温度の管理が難しくなっている。特に、今年のように猛暑が続いた夏はとて大変だった」と、栽培する上での苦労を語ります。そんな菊池さんが大切に育てたシイタケは、肉厚でポリユミー。とても美味しいと評判で、産直やスーパーで購入することができます。銅物のほか、焼いても絶品の菊池さんのシイタケ。お店で名前を見かけたら、手に取ってみてはいかがでしょうか。

(農業委員 菊池 光浩)

農業者年金現況届の提出をお忘れなく

農業者年金基金は、農業者年金受給者の状況を確認するため、毎年5月下旬に現況届の提出を通知しています。受給者は、6月1日時点の受給資格の有無を届け出用紙に記載し、農業委員会に提出する必要があります。

現況届が未提出の場合、11月以降の農業者年金の支払いが差し止めとなります。支払いを再開するには現況届を提出する必要がありますので、至急提出してください。

届け出用紙を紛失した場合は、農業委員会窓口で申し出てください。

耕作証明書の交付申請はお早めに

農業用軽油免税交付申請に必要な耕作証明書・耕作(農作業委託)証明書は、農業委員会事務局で交付しています。

耕作(農作業受委託)証明書の交付申請には農作業受委託契約書を持参してください。

なお、耕作者本人、または同居家族以外の人が申請する場合は、委任状が必要です。

また、筆数や混雑状況によっては、即日交付できない場合がありますので、期日に余裕を持って申請してください。

農地の権利移転・利用権設定等審議内容

	上段 審議件数(単位:件) 下段 面積(単位:m ²)		
	9月	10月	11月
農地法3条	3	2	2
	125,930	3,005	3,233
農地法4条	1	0	3
	1,732	0	2,406
農地法5条	9	10	5
	6,725	10,229	2,729
農地法適用外証明	1	3	2
	318	646	601
農用地利用集積計画	9	9	29
	32,460	54,595	182,189

- ◎農地法3条…農地の所有権移転または、賃借権などの権利設定
- ◎農地法4条…自己所有農地の転用
- ◎農地法5条…農地の所有権移転または、賃借権などの権利設定をして転用
- ◎農地法適用外証明…農地を20年以上他の目的に使用しており農地の復元が不可能であることの証明
- ◎農用地利用集積計画…農地の所有権移転または、賃借権などの権利を設定(受け手側が大規模農家)